1 名称

一時保護所仮施設厨房機器賃貸借

2 業務概要

一時保護所仮施設(軽量鉄骨(プレハブ)造 平屋建て)に設置する厨房機器の搬入、据付、試運転調整、撤去及び賃貸借等に係る業務。

3 納入機器等

(1) 規格及び数量等 別紙1「厨房機器リスト」のとおり

(2) 機器の配置

別紙2「配置図(案)」を参照

4 納入場所

札幌市内に設置予定の一時保護所仮施設内

※必要に応じて設置予定の仮施設の平面図・立面図・断面図の借用を申し入れることができる。

5 契約期間

本契約締結の日から令和7年(2025年)3月31日までとし、各期日は下 記のとおり。

- (1) 納入の期間は、本契約締結の日から令和3年(2021年) 9月30日まで とする。
- (2) 賃貸借期間は、令和3年(2021年)10月1日から令和6年(2024年) 12月31日までとする。
- (3) 撤去の期間は、令和7年(2025年) 1月1日から同年3月31日までとする。ただし、現地着手の日程は、旧水道局白石庁舎跡地(本郷通3丁目北)に設置を検討している(仮称)第二児童相談所の設置時期及び「8 その他」に記載する保育所等への転用の日程を踏まえて調整する場合がある。

6 納入機器に関する事項

- (1) 関係法令に適合した機器とすること。
- (2) 最大で学齢児 20 名、大人 10 名程度の給食を、1 日 3 食作るのに適した機器構成とすること。
- (3) 稼働後の維持管理がしやすいよう、十分考慮された機器とすること。
- (4) 入札時点で製品化されていること。ただし、製品化されていない機器で 応札しようとする場合は、仕様を満たすことが可能である旨の説明書、開 発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書 等を事前に提出すること。
- (5) 納入する機器は、別紙1「厨房機器リスト」に記載している参考品または寸法、数値、機器仕様、能力等が参考品と同等以上のものとし、納入する機器及びその配置が本仕様書の要件をどのように満たすのか、資料等を添付するなどして分かりやすく説明すること。

7 搬入、据付に関する事項

- (1) 受注者は搬送、納品、設置・設定、試運転調整等を行い、機器が正常に 稼働できる状態とすること。なお、これらに係る費用(撤去を含む。)は、 賃借料と別に発注者に請求することはできない。
- (2) 搬入、据付前に、「一時保護所仮施設賃貸借」業務の受注者(以下「仮施設賃貸借の受注者」という。)と綿密な打ち合わせを行うとともに、搬入経路の確認等を行い、円滑に機器を納めること。
- (3) 搬入、据付及び試運転調整等の日時、方法については、発注者及び仮施設賃貸借の受注者と協議した上で、必要な指示に従い決定すること。
- (4) 配管・配線・排水等の設備接続が必要な機器は、仮施設賃貸借の受注者 と調整を図り、据付の際に不具合が生じないよう確認した上で、接続を行 うこと。
- (5) 機器の搬入、据付に当たっては、必要な養生を実施し、建物及び設備を 破損等しないこと。破損等した場合は、受注者の負担で現状に復すること。

- (6) 据付完了後、燃焼機器や高さ1.5メートル以上の機器については、作業性が失われることのない範囲で耐震固定や転倒防止策を施すこと。
- (7) 機器の据付、試運転調整に当たり、電気または上下水道料金が発生する場合は、仮施設賃貸借の受注者と協議の上、負担者を決定すること。なお、これらに係る費用は、賃借料と別に発注者に請求することはできない。
- (8) その他、本仕様書に記載されていない事項で、構造上及び機能上、当然 に必要となることは、発注者及び仮施設賃貸借の受注者に確認した上で、 受注者の責任において施工すること。

8 その他

- (1) 各機器の仕様については、別紙 1「厨房機器リスト」のとおりとするが、 参考品は例示として記したものであり、同等の性能及び耐用年数を有し、 寸法等を考慮の上、別紙 2 「配置図 (案)」において備え付けが可能な機 器である場合は、参考品以外の機器を納入することを可とする。
- (2) 納入した機器の機能、使用方法及び保守対応に関する説明や操作指導等を行うとともに、取扱いマニュアルを2部以上提供すること。なお、取扱い説明や操作指導の日時等については、協議して決定するものとする。
- (3) 各機器の保証期間は、納入した日から1年間とし、各メーカーの保証期間が1年間を超える場合は、当該メーカーの保証期間とする。
- (4)機器の能力、材料・製造及び据付の不備、製品不良、施工上の粗雑等が原因で所定の性能を発揮できない場合は、納入年数の経過に関わらず、受注者の負担において点検、整備、修理または交換を行うこと。
- (5) 一時保護所としての運用後、保育所等の児童福祉施設に転用(改築)する場合がある。実際に転用(改築)する場合は、必要に応じて仮施設の転用(改築)、賃貸借期間の延長、解体・撤去期間などについて、協議して決定(変更)するものとする。
- (6) 本業務の履行に当たり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。 また、この契約が終了した後も同様とする。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項について、必要に応じて、協議の上、 決定するものとする。